## 雇用者給与等支給増加重複控除額の計算に関する明細書(付表2)

(令和 年分)				氏 名_		
調整雇用者給与等支給額	1	Н	控 除 対	移転型地方事業所基準雇用者数	6	<b>A</b>
適用年の 12 月 31 日における雇用者の数	2	Д	象調整	移転型特定新規雇用者基礎数	7	
			数 の	対象移転型特定非新規雇用者基礎数	8	
調整地方事業所基準雇用者数	3		計算	控除対象調整数(⑥-⑦-⑧)	9	(マイナスのときは0)
特定新規雇用者基礎数	4		控 (③と	除 対 象 者 数 (④+⑤+⑨) のうち少ない数)	10	
			雇用者	音給与等支給増加重複基準額 ((①÷②) × ⑩)	111	Ħ
特定非新規雇用者基礎数	5		雇用和	者給与等支給増加重複控除額 ( ⑪ × <u>20</u> )	12	

### 雇用者給与等支給増加重複控除額の計算に関する明細書(付表2)

この明細書(付表)は、青色申告者が租税特別措置法(以下「措法」といいます。)第10条の5の4第1項又は第2項((給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除))の規定の適用を受ける場合において、措法第10条の5第1項又は第2項((地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除))の規定の適用を受けるときに記載します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

### 1 記載要領

- (1) 「①」欄には、『給与等支給額及び比較教育訓練費の額の計算に関する明細書(付表1)』の「⑤」欄の金額を記載します。
- (2) 「控除対象調整数の計算」の各欄は、措法第10条の5第2項の規定の適用を受ける場合に記載します。この場合において、「⑦」欄及び「⑧」欄は、同条第1項の規定の適用を受ける場合にのみ記載します。
- (3) 「③」欄、「④」欄、「⑤」欄、「⑥」欄、「⑦」欄及び「⑧」欄にはそれぞれ**『地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書**』の「③」欄、「⑤」欄、「⑩」欄、「⑪」欄、「⑦」欄及び「⑮」欄の数を記載します。

### 2 提出先

納税地の所轄税務署長

### 3 根拠条文

措法第10条の5の4第1項及び第2項

年分

## ④特定外国関係会社又は対象外国関係会社の 適用対象金額等の計算に関する明細書

氏名 \_

外	玉	関	係	会	: 社	: (	カ	名	称	1							事		:	業		年			度	2		•		•	(外国
							適	F	Ħ :	対	象	金	額	及	び	課	税	対	象	金	額	等	の	計	算						
所	得	計	算	Ŀ	の j	適	用	法	令	3	本	邦法	令	• 外	国法	令										16					関係会社
当期	の利	益若	しくに	は欠	損の額	湏又	は所	[得金	金額	4							減									17					の平成
	損金	きの額	ぼり	八	した注	·人i	听得	税の	つ額	5																18					平成三十年
										6							算									19					四月
加										7										小			計			20					一日以
										8							基	<u> </u>		· 所 (+)		—— 得 — (2	金 20)	È	額	21					以後開始
算										9							繰	越り	て損		の	当其		当 除	※ 額	22					始事業年度分
<i>&gt;</i> r										10							当法	—— 期 中 人	に	納付	す		ح ا		よる 額	23					
			小			1	  -			11								期中心 期中心	こ還				こと			24					
	益金	の額	こ算フ		と法人	所得	税の	)還(	寸額	12							適	月	]			象	· 金 +(			25					
減	特別	官部名	分対	象经验	ト国[ こ係』	関係	<b>系会</b>	社村	朱式	13							調	(21)		整		金金		24)		26					
					配												請	求材			勘多	₹ 合	・算	割		27				%	
算										15							課	移	ź			象			額		(			円)	
									欠		 損			金		2	領		((2: の	5)-(		)×( 勺	.27)	訳							
							Τ										识								9	期	Ħ	繰	越	額	í
事		業		年	•	度	控		涂 ——	未	済 29		損	金	: 額	(当		期		控 30		除		額	···		(29	31	30)	ць	4
		•		•							20	,								30											-
		•		•																				-							
		•		•																											
		:		:																											
		:		•																											
		•		•																											
		•		•																											
		•		•																											
		:		:																											
			計																												
当			期			· S	}																	-							
合						計	t .									Ť															

### 特定外国関係会社又は対象外国関係会社の適用対象金額等の計算に関する明細書

- 1 この明細書は、居住者が租税特別措置法(以下「措法」といいます。)第40条の4第1項(居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例)の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「当期の利益若しくは欠損の額又は所得金額4」は、措法第40条の4第2項第2号に規定する特定外国関係会社若しくは同項第3号に規定する対象外国関係会社に係る租税特別措置法施行令(以下「措法令」といいます。)第39条の15第1項第1号若しくは第2項本文(適用対象金額の計算)の規定により計算した所得の金額若しくは欠損の金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 3 「損金の額に算入した法人所得税の額5」は、措法令第39条の15第1項第2号若しくは第2項第8号に掲げる金額を記載します。
- 4 「益金の額に算入した法人所得税の還付額12」は、措法令第39条の15第1項第3号若しくは第2 項第15号に掲げる金額を記載します。
- 5 「特定部分対象外国関係会社株式等の特定譲渡に係る譲渡利益額13」は、措法令第39条の15第1 項第5号若しくは第2項第18号に掲げる金額を記載します。
- 6 「控除対象配当等の額14」は、措法令第25条の20第3項に規定する控除対象配当等の額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 7 「調整金額26」は、措法令第25条の19第1項に規定する調整金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 8 「請求権等勘案合算割合27」は、措法令第25条の19第2項第1号《課税対象金額の計算等》に定 める割合を記載します。この場合において、その割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付し ます。
- 9 居住者が指法第40条の7第1項 (特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人の課税対象金額等の総収入金額算入)) の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。

# 加重分等の過少申告加算税がある場合の過少申告加算税の税額の計算書(通知書又は別表の「過少申告加算税の額」は、この計算書の③欄の金額が記載してあります。)

あなたの過少申告加算税については、国税通則法の規定によって計算した通常分の加算税のほかに、次の加算税の特例措置が適用されています。

国税通則法第65条第2項による加算税の5%加重措置
国税通則法第65条第4項による加算税の5%又は10%加重措置
国外財産調書又は財産債務調書に係る加算税の5%軽減措置
国外財産調書又は財産債務調書に係る加算税の5%加重措置
国外財産調書に係る加算税の10%加重措置
優良な電子帳簿保存に係る加算税の5%軽減措置

映 中			式 名
# 日 日の 分 ② 1		区 分	前の額後の額
##	加	算税の対象となる税額	① [7]
## 年 月 日の 分 (6)  ① か ら ⑥ の 計 ⑦ (7)  期 年 月 日の確定申告分 ⑧ (7)  期 年 月 日の確定申告分 ⑧ (7)  期 年 月 日の確定申告分 ⑧ (7)  源 泉 徹 取 税 額 ⑪ (7)  音 被 免 額 ⑫ (7)  ② の金額と50万円のいずれか多い方の金額 ⑭ (7)  ③ か ら ⑫ の 計 ③ (7)  ③ か ら ⑫ の 計 ③ (7)  ③ か ら ⑫ の 計 ⑤ (7)  ③ か ら ⑫ の 計 ⑤ (7)  ③ か ら ⑫ の 計 ⑥ (7)  ② の金額と50万円のいずれか多い方の金額 ⑭ (7)  ③ か ら ⑫ の 計 ⑥ (7)  ② の金額と50万円のいずれか多い方の金額 ⑭ (7)  ③ か ら ⑫ の が 象 と な る 税 額 ⑯ (7)  章 加 算 税 の 対 象 と な る 税 額 ⑯ (7)  ※ 加 第 税 の 素 礎 と な る 税 額 ⑥ (7)  ※ 加 第 税 の 素 礎 と な る 税 額 ② (7)  ※ 1		年 月 日の 分	2
# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	増	年月日の分	4
① か ら ⑥ の 計 ⑦  期 年 月 日の確定申告分 ⑧  映 外 国 税 額 控 除 額 ⑨  源 泉 微 収 税 額 ⑪  子 定 納 税 額 ⑪  子 定 納 税 額 ⑪  ② 告 減 免 額 ⑫  ⑥ か ら ⑫ の 計 ⑬  ⑥ の金額と50万円のいずれか多い方の金額 ⑭  ① の金額と「⑦-⑭」の金額のいずれか少ない方の金額 ⑮  重 加 算 税 の 対 象 と な る 税 額 ⑯  国 満 加 算 税 の 対 象 と な る 税 額 ⑯  面 加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額 ⑫  加 第 根 の 額 (⑨×5%) ⑩  加 第 根 の 類 (⑨×5%) ⑩  加 第 税 の 基 礎 と な る 税 額 ⑰  □ 加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額 ⑰  □ 加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額 ⑰  □ 加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額 ⑰  □ 加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額 ⑰  □ 加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額 ⑰  □ 加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額 ⑰  □ 加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額 ②  □ 加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額 ②  □ 加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額 ②  □ 加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額 ②  □ 加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額 ②  □ 加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額 ②  □ 加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額 ②  □ 加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額 ②  □ 加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額 ②  □ 加 類 類 の 基 礎 と な る 税 額 ②  □ 加 類 類 の 基 礎 と な る 税 額 ②  □ 加 類 類 の 基 礎 と な る 税 額 ②  □ 加 面 質 税 の 基 礎 と な る 税 額 ②  □ 加 面 質 税 の 基 礎 と な る 税 額 ②  □ 加 面 質 税 の 基 礎 と な る 税 額 ②  □ 加 面 質 税 の 基 礎 と な る 税 額 ②  □ 加 面 質 税 の 基 礎 と な る 税 額 ②  □ 加 面 質 税 の 基 礎 と な る 税 額 ②  □ 加 面 質 税 の 基 礎 と な る 税 額 ②  □ 加 面 質 税 の 基 礎 と な る 税 額 ②  □ 加 面 質 税 の 基 礎 と な る 税 額 ②  □ 加 面 質 税 の 類 (②×5%) ⑩	税		
限	l .		
内	期	年 月 日の確定申告分	8
中 告告	限外	国 税 額 控 除 額	9
##	内源	東 徴 収 税 額	100
税 災 害 減 免 額 ② ③ か ら ② の 計 ③ ③ の金額と50万円のいずれか多い方の金額 ① ①の金額と「⑦-④」の金額のいずれか少ない方の金額 ⑤ 重 加 算 税 の 対 象 と な る 税 額 ⑥ 「	· 3	定 納 税 額	(1)
③の金額と50万円のいずれか多い方の金額 ① ①の金額と「⑦-⑭」の金額のいずれか少ない方の金額 ⑤ 重 加 算 税 の 対 象 と な る 税 額 ⑥  国 通 加 算 税 の 対 象 と な る 税 額 ⑥  国 通 加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額 ⑥ 加 算 税 の 類 (①×_%) ⑧ 加 算 税 の 類 (②×_%) ②		害 減 免 額	(2)
①の金額と「⑦-⑭」の金額のいずれか少ない方の金額 [5] 重 加 算 税 の 対 象 と な る 税 額 [6]  国 通	額 8	) から ⑫ の 計	(3)
重 加 算 税 の 対 象 と な る 税 額 ⑮	13 0)	金額と50万円のいずれか多い方の金額	(4)
I	①の金	≧額と「⑦-⑭」の金額のいずれか少ない方の金額	(5)
税 分 加 算 税 の 額(面×%) 18  1 加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額 (面×%) 19  1 加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額 ② 加 算 税 の 額 (②×5%) ③ 加 阿 阿 阿 阿 阿 阿 阿 阿 阿 阿 阿 阿 阿 阿 阿 阿 阿 阿	重力	叩算税の対象となる税額	16
税 分 加 算 税 の 額(面×%) 18  1 加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額 (面×%) 19  1 加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額 ② 加 算 税 の 額 (②×5%) ③ 加 阿 阿 阿 阿 阿 阿 阿 阿 阿 阿 阿 阿 阿 阿 阿 阿 阿 阿		加算税の基礎となる税額(①一⑮)	
加第 加算税の基礎となる税額 (⑤-⑥) ① 19 加第 が 第 税の 基礎となる税額 ② 19 加第 重4 分項 加 算 税 の 類 (②×5%) ② 19 加 算 税 の 基礎となる税額 ② 19 加 算 税 の 租 ② 19 加 算 税 の 額 (②×5%) ③ 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19	TM		(8)
日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本	加第	1 (1 万 円 土 港 の 豊 粉 扫 烩 て ) (19 一19)	19
重4     分項     加 算 税 の 額 (②× 上%)     ②       経5     加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額     ③       力 加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額     ⑤       加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額     ⑤       加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額     ⑥       加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額     ⑥       加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額     ②       加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額     ②       加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額     ②       加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額     ②       加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額     ②       加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額     ②       加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額     ②       加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額     ②       加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額     ②       加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額     ②       加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額     ②       加 算 税 の 類 (②×5%)     ③		1 Mr (0 1)	② P
注   分項   加   算   税   の   額(②×_%)   ②   1   1   1   1   1   2   1   1   2   1   1			20
国外財産 (利力)     税の基礎となる税額       対分     加算税の基礎となる税額       加方 (分)     加算税の基礎となる税額       加方 (分)     加算税の基礎となる税額       加加 (分)     加算税の基礎となる税額       加加 (方)     加算税の基礎となる税額       加加 (方)     加算税の基礎となる税額       加加 (方)     加算税の基礎となる税額       加 (分)     加算税の基礎となる税額       (2)     (2)       (2)     (2)       (3)     (3)       (4)     (4)       (5)     (4)       (6)     (4)       (6)     (4)       (6)     (4)       (6)     (4)       (6)     (4)       (6)     (4)       (6)     (4)       (6)     (4)       (6)     (4)       (6)     (4)       (6)     (4)       (6)     (4)       (7)     (4)       (7)     (4)       (7)     (4)       (8)     (4)       (7)     (4)       (8)     (4)       (8)     (4)       (8)     (4)       (8)     (4)       (8)     (4)       (8)     (4)       (7)     (4)       (8)     (4)       (8)     (4)<		1 111	② PI
加	<sup>国</sup> 軽 5	加算税の基礎となる税額	23
加	財 減 分 %	加 算 税 の 額 (③×5%)	(A)
本     車     分     加     算     税     の     額(②×5%)     ②       加     加     車     機     と     な     る     税     額(②×5%)     ②       加     重     税     の     基     礎     と     な     る     税     額(②×10%)     ②       基     軽     表     減     の     基 <t< td=""><td>曹加5</td><td></td><td>25</td></t<>	曹加5		25
産債債務調     加10     加算税の基礎となる税額②       力     加算税の基礎となる税額②       力     加算税の基礎となる税額②       本産産業分別     加算税の基礎となる税額②       力     加算税の基礎となる税額②       カカ算税の基礎となる税額②       カカ算税の基礎となる税額②       カカ 算税の 基礎となる税額	X 177		Ш
務調	産力ロ	to な お の 甘 T株 L よ フ 13 坂	
環像 軽 5 加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額 ② 加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額 ③ 加 算 税 の 額 (②×5%) ③ 加 可 の 額 (②×5%) ③ 加 可 の の 額 (②×5%) ③ 加 可 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	務 重10		Щ
$\frac{\chi^{2}}{\pi^{2}}$ $\frac{\chi^{2}}{2}$ $\frac{\chi^{2}}$	NE GES 1-		
	澤な 減 公 %		ш
		/// JI DE 1 1/2 (C 1/2)	

( ) 枚のうち ( )枚目

代表の外の三

### 加重分等の過少申告加算税がある場合の過少申告加算税の税額の計算書 (通知書又は別表の「過少申告加算税の額」は、この計算書の31欄の金額が記載してあります。)

あなたの過少申告加算税については、国税通則法の規定によって計算した通常分の加算税のほかに、 次の加算税の特例措置が適用されています。

	国	税	通貝	法第	65条	第2項	こよ	5加算	税の	5 % 1	加重措	置				
$\Box$	国	税	通貝	法第	65条	第4項	こよ	5加算	税の	5 % 3	スは10	%加重	<b>注措置</b>	Ě		
$\Box$	国	外	財産	調書	又は	財産債績	务調	時に係	る加	算税 0	05%	経滅措	+ 置			
Ħ	国	外	財産	調書	又は	財産債額	务調 :	計に係	る加	算税(	05%	加重措	き 世			
Ħ	国	外	財産	調書	に係	る加算を	見の1	0%加	重措	ar.						
$\vdash$						存に係る					告潛					
	100	1500	年生			15.000				error root		E	名			殿
	_	_			_				_		_		_	_		
				区							分					
מל	ĵ	ĭ	1	ę.	Ø	対	象	Ł		な	る	税	95	1		
7,111	3	+	- 1	325		0.5	*			ή.	3	100	NEG	- 1	円	円
累	_	_		年		月月		日の					分			
積増	_	_		年		月		日の				_	分	3		
累積增差税額	-	_		年		月		日の					分			
額	-	-	-	年		月		日の					分			
	_	int			_	_				Lien	-					
1	_	標			か	6		6		欄	Ø		31			
#8	14			国		税		日の	確	定	申除	告	分			
期限内申告税額	外源	-	_	泉		微		<b>80</b> 1	収	£	税		額	9		
申	予			380	定	184		納	N.	1	ž	_		11		
告報	災	_	_		害			域			ė.			12		
額	8		相	2	がゝ	5		12		Ni ni	0		_	13		
					15%									55.55		
13 相	N (	カ	金	額と	5 0	万 円	Ø	いず	n t	) 多	い方	0 5	全額	14		
1 欄	0 1	企業	質と	「7#	W - 1	4 欄」の	金!	類のり	・ザオ	しかり	レない	方の	金額	15		
重	Эtt	1	算	- 1	党	の対	ŧ	象	٤	な	る	税	相	16		
-	ji		加		見の	100007 180		1780		額	-					
		100	7,11	<i>37</i> 1	7C 07			満の端						17		
国	1		thu .		算	税		の		額(	17欄>	%	)	18		
税	3			算者	党の	甚 礎	٤	なる	税	額	V. 27.78.00 S.	0.70		- 37	Щ	円
		26.3	加	94 t	× 0)			はる端						19		<b> </b>
通	重公	2 項	tin		算	税		の			19欄>	5%	)	20		
則	"	24	7.744		397	- 10%		550		105 1	* or stead of	9.70			H	円
3		第	加	策	税	の	基	碰	بح	な	る	税	額	21		
法	重八		firs		算	税		n		ster (	21欄>	96	)	22		
	21	項	Mu		36	10%		***		me /	641W	. 70		2.5	H	H
围	軽	5	加	算	税	Ø	基	础	٤	te	3	税	額	23		
財	滅	0/	fire.		tota:	<b>1</b> H				48 /	00.882.5	F0/	Ñ	0.1		
強調	分	%	/JU		算	税		Ø		額(	23欄>	0.70	)	24	H	巴
外財産調書又は財産債務調書	加	5	加	算	税	Ø	基	礁	٤	ts	る	税	額	25		
はは	重		_							4	in the second		_			
財	分	%	加		算	税		0)		細(	25欄>	5%	)	26	円	円
債	加	10	加	算	税	Ø	基	礁	٤	te	る	税	額	27		
務理	重				523			- 18750	0.650				(1367,1)	1000000		
書	分	%	加		算	税		0		額(	27欄>	(10%	)	28	円	円
	躯	5	加	算	税	Ø	基	礎	٤	te	る	税	额	29		
海及な	波		_	-91%	TAG.			PRG :		- 10-	- 44	- selec	- 101	200		
帳簿保存	減分	%	加		算	税		Ø		額(	29欄>	5%	)	30	円	щ
過少	- #	1 /	- カ	n thir	部の	額(1	OHE T.	10 III + 21	288 - 2	122 + 2	EM L no	W - 20 <sup>H</sup>	g )	21	17	171
四 少	4	3	1 //	4 弄	175 (7)	101 ( I	0 (M T 2	MR + 27	61M - 2	1995年2	0個十28	M - 208	5. 7	31		

電子通知

## 加重分等の無申告加算税がある場合の無申告加算税の税額の計算書

(通知書又は別表の「無申告加算税の額」は、この計算書の⑫欄の金額が記載してあります。)

あなたの無申告加算税については、国税通則法の規定によって計算した通常分の加算税のほかに、次の加算税の特例措置が適用されています。

国税通則法第66条第2項による加算税の5%加重措置
国税通則法第66条第3項による加算税の計算の特例措置
国税通則法第66条第5項による加算税の5%又は10%加重措置
国税通則法第66条第6項による加算税の10%加重措置
国外財産調書又は財産債務調書に係る加算税の5%軽減措置
国外財産調書又は財産債務調書に係る加算税の5%加重措置
国外財産調書に係る加算税の10%加重措置

年分

氏 名\_\_\_\_\_\_殿

		八
	区 分	前の額後の額
加算	税の対象となる税額	① F
累	年 月 日の 分	2
積	年月日の分	3
納	年月日の分	4
付	年月日の分	5
税 額	年月日の分	6
1	から⑥の計	
2	から ⑥ の 計	8
①の金額	と「⑦-50万円」の金額のいずれか少ない方の金額	9
重 加	算税の対象となる税額	100
国適第通用3	加算税の基礎となる税額(①-⑩)	(1)
常な特分	(1万円未満の端数切捨て) (100mm)    加	<u>(1)</u>
い例 第 場措 2	加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額 (⑨-⑩) (1 万 円 未 満 の 端 数 切 捨 て )	(3)
合置の加重	加 算 税 の 額 (③×5%)	Д н
税る第	「⑦ー⑩」の金額と50万円のいずれか少ない方の金額 (1万円未満の端数切捨て)	<u></u>
場 3 合項	「⑦ー⑩-50万円」と250万円のいずれか少ない方の金額 (1万円未満の端数切捨て)	(b)
特例	(1万円未満の端数切捨て)	10
通 措置	8の金額と50万円のいずれか少ない方の金額 (1万円未満の端数切捨て)	18
の適	「8-50万円」と250万円のいずれか少ない方の金額 (1万円未満の端数切捨て)	19
用	(1万円未満の端数切捨て)	20
があ	加算税の額((⑤×_%+⑥×_%+⑥×_%) - (⑯×_%+⑩×%+⑩×%) )	20 "
加第	加算税の基礎となる税額	22
重 5 分項	加 算 税 の 額 (②× <u></u> %)	(3) H
加第	加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額 (①-⑩) (1万円未満の端数切捨て)	24
重 6 法 分項	加 算 税 の 額 (20×10%)	(3) P
債国 務外 %	加算税の基礎となる税額	26
調財 分軽	加 算 税 の 額 (26×5%)	Ø H
調 重 5	加算税の基礎となる税額	28
マー 分加	加 算 税 の 額 (圏×5%)	(9) H
は 東 <sup>10</sup> 東	加算税の基礎となる税額	30
産 分加	加 算 税 の 額(⑩×10%)	3) "
無申台	- 加 算 税 の 額 (((⑫+⑭)又は㉑)+㉒+ધ-ወ(-∅+ધ)	32

( ) 枚のうち ( )枚目

## 加重分等の無申告加算税がある場合の無申告加算税の税額の計算書 (通知書又は別表の「無申告加算税の額」は、この計算書の32欄の金額が記載してあります。)

あなたの無申告加算税については、国税通則法の規定によって計算した通常分の加算税のほかに、 次の加算税の特例措置が適用されています。

国税通則法第66条第2項による加算 国税通則法第66条第3項による加算 国税通則法第66条第5項による加算 国税通則法第66条第6項による加算 国外財産調書又は財産債務調書に係 国外財産調書とは財産債務初間書に係 国外財産調書に係る加算税の10%加	税の計算の特例措置 税の5%又は10%加 税の10%加重措置 る加算税の5%軽減 る加算税の5%和重	加重措置 或措置	
 年分	氏	名	殿

			区						5.	r:					
1	算		税	Ø	対	象	Ł	16		る	税	額	1	円	円
199				年	月		日の					分	2		
積納				华	月		日の					分	3		
累積納付税額	_			年年	月月		日の					分分	5		
植植	_	_		年	月		日の					分分	6		*
		欗		か	6		6	Ħ	Ŋ	0		111	7		
		欄		か	5		6	#	岩	Ø		21	8		
欄(	の金	額と	· 「7 #	到 — 5 (	0万円.	の金	額のり	ハずオ	しから	りない	方の	金額	9		
	加		异	税	Ø :	対	象	٤	な	る	税	額	10		
国	第3項	随			の基本満		なる数切		額)				11		
	項特例指標	常分	bo	算	9	税	D		額(	11欄×	9	6)	12	PI	円
	防護用	30			の基								13		
税	観の適用がない場合	項加重分	加加	算		税	0)	314		13欄×	59	6 )	14		
195		100	欄一		の金額 1万円					少ない	方の	金額	15	円	円
	第 3 項	17	1	0 欄 一 :	50 万円	J & 25	0万円0	のいず	れか	少ない	方の	金額	16		
特例		7	棚	-	1 (1 万円	1	W -	3	0	0	75	円	17		
通	Salar Com	8 #	( O :	金額と	: 50 万	円 の	いず	れか	少 1	ないえ	j 0)	金 額	18		
	通用が	1.8	横一	50 万	1万円 円」と2 1万円	50 万	円のり	ずれ	から	ない	方の	金額	19		
	ある場	8	ł	PHI INC.	1万円	3		0	0	7	f	円	20		
則	e	201 300 4	見の馴((	15機× %	+16 撰×	%+17	欄× 54)-	-(18欄×	%+1	9個× %	+20 概	× %))	21	円	円
	第5項	加	笋	税	Ø	基	礎	٤	な	5	税	額	22		
	項加重分	加		算	税	2	Ø		額(	22欄×	9	6 )	23	H	FI
	第6項			脱の未	基礎		な る 散 切		額 )				24		
法	項加重分	加		郯	税		0		額(	24欄×	109	6)	25	н	H
国	5 %	hn	箅	税	の	惎	礎	Ł	な	ð	税	初	26		
財産	経滅分	加		算	税	t.	Ø		額(	26欄×	50	6)	27	PI	円
調書マ	5 %	bu	算	税	め	基	礎	٤	な	5	税	裕	28		
国外財産調書又は財産債務調	加重分	加		箅	税		Ø		額(	28欄×	5 5	6)	29	H	円
座債務	10 %	ba	簿	税	の	基	穏	Ł	ts	る	税	額	30		
調書	加重分	加		第	税		Ø		額(	30欄×	10	6)	31	PI PI	P
-	-	古 和 //	) ((((	12期十1	4概)又	121 提	1)+23#	+251	据-2	7棚+20	が指す	31期)	22	13	

電子通知

### 帳簿の不提示等又は記載不備に係る加算税の加重措置 がある場合の加算税の基礎となる税額の計算書

あなたの帳簿の不提示等又は記載不備に係る加算税の加重措置の基礎となる税額は、この計算書の図欄の太枠内に記載しています。

年分		氏。	名	
	A	$^{\odot}$	C	D
	前の額	後の額 ただし、付表の八がある場合 には、隠骸仮装事由以外の事 実のみに基づいて更正決定等 があったとした場合の額	%加重措置対象部分の 額	<ul><li>帳簿に記載すべき事項等</li><li>に係るもの以外の事実のみに基づく額</li></ul>
				(B-C)
所 総 所得	1	H	lr.	Ħ
金	2			
額所得	3			
所 得 金 額 か ら 差 し 引 か れ る 金 額				
課所 総 所得	5			
税得 さ れ金	6			
る額 所得	7			
算⑤に対する税額	i 8			
出⑥に対する税額	i (9)			
税のに対する税額	i (10)			
額計	(1)			
所 得 税 額 か ら 差 し 引 か れ る 金 額			Įť	
差 引 所 得 税 額 ( ⑩ - ⑫ ) ( 引 き き れ な い と き は 0 )	(3)			
災 害 減 免 額	<b>(4)</b>		Į.	
再 差 引 所 得 税 黎 ( 基 準 所 得 税 額 ) (⑬-⑭)	16			
復 興 特 別 所 得 税 額 ( ⑮ × 2.1 % )	1 16			
所得税及び復興特別 所得税の額(⑤+⑥)	T T			
外 国 税 額 控 除 等	18		P.	
	1 19			
申 告 納 税 額 (⑦-®-®)	i 20			
	20		F	
納付すべき税額確定納税額	i 22			
還 付 金 相 当 額				
選付金相当 祭 ( 所得税額) 減少する所得税額に 係る選付加算金				
NV -0 YE 13 YH 94 TE			(爾-面) 円	
増差税額 (®、Dは @ との増差税額)	26		· ` `	Į.
加算税の基礎となる税額	Ø		%加重措置 1万円未満の端級切捨て	付表の八八の八八の八八の八八の八八の八八の八八の八八の八八の八八の八八の八八の八八
L				

( ) 枚のうち ( ) 枚目

## 帳簿の不提示等又は記載不備に係る加算税の加重措置 がある場合の加算税の基礎となる税額の計算書

あなたの帳簿の不提示等又は記載不備に係る加算税の加重措置の基礎となる税額は、この計算書の27欄の太徐内に記載しています。

年分		氏名								
	A	В	D							
	_	ただし、付表の八があ る場合には、隠蔽佐装 事由以外の事実のみに 基づいて更正決定等が あったとした場合の額	服 博に記載すべる 要 事 の 以に 部 が 係 事 領 の み に 店 の づ (B-C)							
新 總 所得	1 PJ	H	円							
10 所得	2									
新和	3									
得金額から差しかれる金額	4									
所 總 所得	5									
得	6									
金所得額	7									
	8									
0 98 15 20 7 S 55 48	9 10									
	11									
	12		H							
上引所将税額 (11欄-12欄) (引ききれないときは0)	13	-	_							
	14		円							
F 芝 引 所 得 税 額 基準所得税額) (13欄-14欄)	15									
[ 興 特 別 所 得 税 額 (15襴×2.1%)	16									
千得税及び復興特別所得税の額 (15欄+16欄)	17									
国税额控除等	18		PA							
	19									
告 納 税 額 (17個-18個-19個)	20									
定 納 税 額	21		PI							
主 定	22									
20 付金和当額	23									
(失の (所得税額)	24									
基展し 減少する所得税額 に係る遵付加算金	25		111							
自盗税額 (B、DはA)	26	(B-D)	FI							
		(%加重措置 1万円未満の端数明者								

電子通知

## 翌年へ繰り越す純損失等の金額の計算書 年分 (特定非常災害用)

通知書の別表の「翌年へ繰り越す純損失・維損失の金額」欄の金額、一般株式等の譲渡所得等の金額、上場株式等の譲渡所得等の金額、分離課税の上場株式等の配当所得等の金額及び分離課税の先物取引の雑所得等の金額は、この計算書によって計算してあります。

1	繰越	損失額控制	除前	]の所得金	:額			殿					
	総	所 1	得			所得		所得		所得	所 得		
2	羽仁	への繰越	<b>坦</b> 生	图 ② 图 3 年	前 4 年	円 ③ F前及び3年前	なと出いた場と		4	H (5)	H		
年分		損失		かる か種	類		越された損失額		分の所得から搭 越 損	聖除される ② 翌年へ	の繰越損失額		
		年分が	要件	特定非常災	山林以外		円	) 樑	赵 惧	失 額 ( A			
		 青色の場合	件 該 当	害発生年純 損失	山林								
		年分が	要	特定非常災	山林以外								
年	純	 白色の場合	件該	害発生年特 定純損失	山林								
五	損	000000	当		山林以外								
年前	失		要	被災純損失 (所得税法)	山林								
前		被災純損失 (青・白)	件非該							/	<b>'</b>		
			当	被災純損失 (震災特例法)	山林以外					/			
	雑	4+ + +# +#		. /=r./H	山林								
	損	特定雑打								/			
	失	特定雑損	I I	(震災特							н		
		年分が —	要件該	特定非常災 害発生年純	山林以外								
		青色の場合	当	損失	山林								
年	v.t.	年分が ——	要件	特定非常災 害発生年特	山林以外								
	純損	白色の場合	該当	定純損失	山林								
四年	失		755		被災純損失	山林以外							
前		被災純損失	件非	(所得税法)	山林								
		(肯・白)	該当	該	該	被災純損失	山林以外						
				(震災特例法)	山林								
	雑損	特定雑打	員失	:(所得	税法)								
	失	特定雑損	失	(震災特	:例法)								
			要件	被災純損失	山林以外								
		年分が	非該当	以外の損失	山林								
年		 青色の場合	要件	特定非常災	山林以外						円		
			該当	害発生年純 損失	山林								
三			要	変動所得	の損失								
年前		F () 18	件非	被災事業用	山林以外								
(1)	純	年分が	該当	資産の損失	山林								
	損失	白色の場合	要件	特定非常災	山林以外						円		
			該当	害発生年特 定純損失	山林								
				bb/// AFID at-	山林以外								
		halazzz A.E. III. H.	要件	被災純損失 (所得税法)	山林								
		被災純損失 (青・白)	非該		山林以外								
			当	被災純損失 (震災特例法)	山林								
		居住用財産に係る通算後譲渡損失											
	40.	特定雜技									型 0		
	雑損	特定雜技											
	失	特定雜售											
<u> </u>		1寸足粃集	マス	(辰火村	かなり						06. 3		

( ) 枚のうち ( )枚目

特定雑損失以外の雑損失

損 特定雑損失 (所得税法)

失 特定雑損失 (震災特例法)

( ) 枚のうち ( )枚目

表

D

九 の

本

年

分

2	翌年	への繰越打	員失	:額(本年	分に生じ	た損	(失)	氏	名			殿	
F分		損失	(	の 種	類	(A) ii	<b></b>	B 本年分の所 繰 越	得から控除さ 損 失	れる 額		繰越損 - ®	失額
本 年 分	純損失	年分が 青色の場合	要件非該	被災純損失 以外の損失	山林以外	  -  -  -						円	
			当	特定非常災 害発生年純 損失	山林以外								
					山林								
		―― 年分が 白色の場合	要件非該当	変動所得の損失									
				被災事業用 資産の損失	山林以外	- /	/ (特定)居住用財産の譲渡損失に係る(特定 <b>)</b>						
			要件該当	特定非常災	山林以外	純損失の金額がある場合の翌年へ繰り越す (特定)居住用財産分以外の純損失の金額は、							
				害発生年特 定純損失	山林	\	下の3により計算して	てあります。	,ります。 /				
		被災純損失 (青・白)	要件非該当	被災純損失 (所得税法)	山林以外								
				被災純損失 (震災特例法)	山林								
					山林以外山林								
		(特定)	)	吕住 用貝	財産 分								
	雑	特定雑損失以外の雑損失					円			円			
	損	特定雑損失(所得税法)											
	失	特定雑損失(震災特例法)											
一般株式等の譲渡所得等										D			円
上場株式等の譲渡所得等						◎欄から⑥欄には、前年から繰り越された雑損 失の金額を控除した後の黒字の金額が書いてあ			Œ				
上場株式等の配当所得等							ります。			F			
先物取引の雑所得等							<u>[G]</u>						
3	特定	)居住用財產	€の!	譲渡損失に(	係る(特定)		失の金額がある場合の翌年 車 損 失 の 金 額						
						(A)	(前年へ繰り戻した純損失の)	(特定)居住	用財産の譲渡 E)純損失の金額		© 翌年へ繰り越す(*) 以外の純損失の金	寺定)居住用! 類( <b>④</b> - €	財産分 3 )

( ) 枚のうち ( )枚目